

変更点の概要（C認証スキーム）

【JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 2.3】

<主な変更点>

1. JFS 関連文書の開発体制（本文書 2.2, 2.3, 2.4）

- ・ JFS 関連文書（本文書、JFS-C 規格、ガイドライン、解説書等）の開発体制を整理すると共に、スキーム委員会をステークホルダー委員会に改称し、ステークホルダーや専門家から構成される諮問機関としての役割を明確にする。

2. 信頼性維持プログラムの強化（本文書 2.6, 付属書1）

- ・ 認証機関の認証活動をモニタリングするためのプログラム（信頼性維持プログラム）に関して、以下3項目を追加し信頼性を強化する。
 - ①協会による年1回のJFSM データベース情報の分析とその分析のKPI を明確化
 - ②審査報告書等の年1回のサンプリング審査の追加
 - ③3年ごとの認証機関の事務所審査の追加

3. 審査プログラム（本文書 4.3.2 1), 付属書2）

- ・ 審査プログラムを明確にするため、審査頻度決定における考慮要素の明記や最小審査工数を2.0人日とするなどの要求事項を追加する。

4. 要員の力量（本文書 4.4.1）

- ・ 認証活動に係る全ての要員の力量要件について、明確にする内容を追加する。

5. 審査員の力量（本文書 4.4.5 1))

- ・ 認証機関による審査員へのカテゴリ付与の承認プロセスを明確にする。
- ・ 審査員の登録カテゴリに関する力量を立証できない場合、協会は、該当するカテゴリの登録を削除する。

6. 審査員の教育・訓練（本文書 4.4.5 3))

- ・ 講師による教育・訓練において、「講師」は、協会が提供する教育・訓練を修了させなければならないことを明記する。

7. 審査経験 → 審査員の審査技能（本文書 4.4.5 4）

- ・ 認証機関は、審査員の審査技能を評価するためのプログラムを構築し、これを文書化するとともに、この評価プログラムに基づいて審査員の審査に係る技能及び知識を評価しなければならないことを明確にする。
- ・ 審査技能の再評価では、協会は、登録された審査員が審査技能に関する要求事項を満たしているかを少なくとも年1回確認する。

8. 審査員の資格、教育及び実務経験（本文書 4.4.5 2）、付属書4.）

- ・ JFS-C 審査員となる実務経験を明確にする。（「付属書 4. が定めるカテゴリごとの資格、教育及び実務経験を、「参考」から「要求事項」へ変更する）

9. 審査報告書（本文書 4.3.3）

- ・ 審査報告書の役割、必須記載事項を明記する。
- ・ 審査報告書の機密性確保に関する原則とルールを明記する。（審査報告書を第三者に提供又は開示するにあたって、組織から文書による同意を得なければならないことを明記する。）

10. 組織の是正処置等の完了期限（本文書 4.3.2 2）(2) b) c)）

- ・ 組織に対する審査の際に、重大な不適合または軽微な不適合が指摘された場合の完了期限を明記する。

以上